

2018年12月期または2019年3月期より強制適用される基準としては、IFRS15号「顧客との契約から生じる収益」やIFRS9号「金融商品」といったあらゆる企業に関連する重要な会計基準があり、IFRS適用企業に大きな影響があると考えられる。また、2018年12月期または2019年3月期における公表済未発効の会計基準として、その翌事業年度より強制適用されるIFRS16号「リース」があり、その準備も重要であると考えられる。そこで、本稿では、IFRS15号やIFRS9号を中心に、2018年12月期または2019年3月期より強制適用さ

れる会計基準の概要を説明し、2018年10月末時点における公表済未発効の会計基準の概要についても説明する。また、2018年12月期または2019年3月期の決算に関連して、2018年10月末までに公表されたIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定の概要を説明し、さらに、2018年12月期または2019年3月期におけるその他の実務上留意すべきと考えられる論点も説明する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

I 収益認識、金融商品など 今期から強制適用される 会計基準の概要

2018年12月期または2019年3月期より強制適用される会計基準としては、収益認識や金融商品に関する会計基準があり、これらの新基準の適用により、多くの企業に広く影響が生じると考えられる。また、その他の新基準についても、企業のビジネスによっては、会計処理または開示に大きな影響を及ぼす可能性がある。2018年12月期または2019年3月期より強制適用される会計基準は、図表1のとおりである。

IFRS15号「顧客との契約から生じる収益」

国際会計基準審議会(IASB)は、収益認識について米国会計基準とコンバージェンスを図り、2014年5月に、IAS11号「工事契約」およびIAS18号「収益」を置き換えることとなるIFRS15号「顧客との契約から生じる収益」を公

表している。収益認識について、従来は、リスクと経済価値の移転に焦点が当てられていたが、IFRS15号では、財またはサービスの顧客への移転(顧客による支配の獲得)に焦点が当てられている。また、2016年4月に、IASBは、履行義務の識別、知的財産のライセンスの会計処理、本人か代理人か(収益を総額表示するか純額表示するか)などに関するIFRS15号におけるガイダンスを明確化する

(図表1) 2018年12月期または2019年3月期より強制適用される会計基準

	項目	公表年月
(1)	IFRS15号「顧客との契約から生じる収益」	2014年5月
	IFRS15号「顧客との契約から生じる収益」の修正—IFRS15号の明確化	2016年4月
(2)	IFRS9号「金融商品」	2014年7月
(3)	IFRS2号「株式に基づく報酬」の修正—株式に基づく報酬取引の分類および測定	2016年6月
(4)	IFRS4号「保険契約」の修正—IFRS9号「金融商品」のIFRS4号「保険契約」との適用	2016年9月
(5)	IAS40号「投資不動産」の修正—投資不動産の振替	2016年12月
(6)	年次改善2014年—2016年サイクル	2016年12月
(7)	IFRIC22号「外貨建取引と前払・前受対価」	2016年12月

ため、IFRS15号の修正を公表している(この修正も2018年12月期または2019年3月期より強制適用される)。IFRS15号では、収益を認識するにあたり、次の5ステップを適用することとされている。

- ステップ1…顧客との契約を識別
- ステップ2…契約における履行義務を識別
- ステップ3…契約の取引価格を算定